

## 平成23年度 認定まちづくり協議会補助金交付要領

### (趣旨)

第1 この要領は、八戸市市民による地域のまちづくりの推進に関する条例に基づく認定を受けたまちづくり協議会が、地域のまちづくりの推進のために行う事業（以下「事業」という。）活動に要する経費の一部に対して補助金の交付を行うことにより、市民による地域のまちづくりの促進を図ることを目的とする。

補助金は予算の範囲内で交付するものとし、その交付については、八戸市補助金等の交付に関する規則（昭和61年八戸市規則第1号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費及び補助金の額は、別表に定めるとおりとする。

### (交付申請)

第3 規則第3条の補助金交付申請は、別記第1号様式のとおりとする。

2 規則第3条の規定により市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の規約
- (2) 協議会の役員及び構成員の名簿
- (3) 事業計画書
- (4) 収支予算書
- (5) まちづくり協議会認定通知書の写し
- (6) その他市長が必要と定める書類

### (交付決定)

第4 規則第5条の規定による通知は、補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により行うものとする。

### (取下期日)

第5 規則第6条第1項の規定により市長が定める期日は、補助金交付決定通知書を受理した日から起算して10日とする。

### (実績報告)

第6 規則第12条の実績報告書は、別記第3号様式のとおりとする。

2 規則第12条の規定により、市長が定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書
- (2) 収支精算書
- (3) その他市長が必要と定める書類

(確定)

第7 規則第13条の規定による通知は、補助金確定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(交付時期)

第8 補助金は、協議会からの請求に基づき、概算払いにより交付することができる。

(補助金の経理等)

第9 補助事業者は、この補助金について経理を明らかにする帳簿を作成し、補助事業完了後5年間保存しなければならない。

附

この要領は、平成23年4月1日から実施する。

別表（第2関係）

補助対象経費	補助金の額
<p>(1) 調査、研究及び先進地の視察に要する費用</p> <p>(2) 研究会等の開催に要する費用</p> <p>(3) 組織の事務、運営に要する費用</p> <p>(4) その他市長が必要と認めた経費</p>	<p>補助対象事業の金額の1/2以内、かつ 100千円を限度とする</p>

第1号様式（第3関係）

補助金交付申請書

事業	名称
	目的
	年度 平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで
補助金交付申請額 円	
添付書類	
事業計画の内容	
申請 平成 年 月 日 (あて先) 八戸市長 住所 申請者 名称 代表者氏名 印	

八 ま 第 号  
平 成 年 月 日

様

八 戸 市 長

補 助 金 交 付 決 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで申請のあった平成23年度 まちづくり  
協議会への補助金については、八戸市補助金等の交付に関する規則第5条の規定により、下記のとおり  
交付することに決定したので通知します。

記

1. 補 助 金 額 円
2. 条 件
  - (1) この補助金は、当該事業の目的以外の用途に使用しないこと。
  - (2) 事業終了後30日以内又は平成24年3月31日のいずれか早い日まで  
に実績報告を行うこと。

実績報告書

事業の名称
決定通知 平成 年 月 日 八ま第 号
添付書類
事業の成果
申請 平成 年 月 日 (あて先) 八戸市長 住 所 申請者 名 称 代表者氏名 印

八 ま 第 号  
平 成 年 月 日

様

八 戸 市 長

補 助 金 確 定 通 知 書

平成 年 月 日付けで実績報告のあった平成23年度 まちづくり協議会への補助金  
については、八戸市補助金等の交付に関する規則第13条の規定により、下記のとおり確定したので通  
知します。

記

- |             |   |
|-------------|---|
| 1. 交付決定補助金額 | 円 |
| 2. 確定補助金額   | 円 |
| 3. 交付済補助金額  | 円 |
| 4. 未 交 付 額  | 円 |